

## 鳥取県告示第589号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年9月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の4から934の42まで、934の47から934の71まで、934の73から934の75まで、934の76（次の図に示す部分に限る。）、934の77から934の79まで、934の80から934の84まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、934の85から934の104まで、934の170から934の178まで、934の193、934の196、字赤井谷口936の2から936の4まで、936の7から936の18まで、936の21から936の23まで、字小崩ヨリ葵谷迄941の1・941の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、941の4、941の7（次の図に示す部分に限る。）、941の8から941の19まで、941の20（次の図に示す部分に限る。）、941の21から941の23まで、941の48・941の49（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、941の50、941の171から941の185まで、941の186（次の図に示す部分に限る。）、941の187から941の189まで、941の190・941の191（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、941の192から941の210まで、941の212から941の232まで、小河内字朽ヶ谷932、932の1から932の5まで、字奥山935の304、神馬字三角492の1から492の5まで、492の7、492の8、492の12から492の18まで、字瀧谷上分493の1から493の6まで、493の8、493の9、字馬乗場々494、494の1、494の2、字棚原495の1、495の2

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）